

新旧対照表

○千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則（平成十一年千葉県規則第六十一号）

事務局改正案	現 行
<p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(イ)～(ホ) 略</p> <p>(ヘ) 騒音 <u>(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)</u> 及び超低周波音 <u>(周波数が二十ヘルツ以下の音を含む。以下同じ。)</u> の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(ト)～(タ) 略</p> <p>ロ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 略</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ 騒音 <u>及び超低周波音</u></p> <p>へ～ヌ 略</p> <p>ル 風害、光害及び日照障害 <u>(風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。)</u></p> <p>第五条 略</p> <p>一 大気質、水質、水底の底質、水文環境、騒音 <u>及び超低周波音</u>、振動、悪臭、地形及び地質等、地盤、土壌並びに風害、光害及び <u>日照障害</u> に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法</p> <p>二～八 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(事業特性及び地域特性の把握)</p> <p>第三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 地域特性に関する情報</p> <p>イ 自然的状況</p> <p>(イ)～(ホ) 略</p> <p>(ヘ) 騒音の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</p> <p>(ト)～(タ) 略</p> <p>ロ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(環境影響評価の項目の選定)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>一 略</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ 騒音</p> <p>へ～ヌ 略</p> <p>ル 風害、光害及び日照障害</p> <p>第五条 略</p> <p>一 大気質、水質、水底の底質、水文環境、騒音、振動、悪臭、地形及び地質等、地盤、土壌並びに風害、光害及び日照障害に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法</p> <p>二～八 略</p> <p>2～4 略</p>

事務局改正案

(対象港湾計画に関する手続における読替え)

第十六条 略

略		
別表第三騒音及び超低周波音の項	環境影響 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期並びに工事の実施による影響が最大になる時期	港湾環境影響 騒音及び超低周波音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
略		
別表第三風害、光害及び日照阻害の項	環境影響 供用開始後の定常状態	港湾環境影響 風害、光害及び日照阻害に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
略		

現 行

(対象港湾計画に関する手続における読替え)

第十六条 略

略		
別表第三騒音の項	環境影響 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期並びに工事の実施による影響が最大になる時期	港湾環境影響 騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
略		
別表第三風害、光害及び日照阻害の項	環境影響 供用開始後の定常状態	港湾環境影響 風害、光害及び日照阻害に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
略		

事務局改正案

別表第一（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音及び超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
道路の新設又は改築	○	○			○	○	○	○	○			○						
河川工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
鉄道又は軌道の建設又は改良	○	○			○	○	○	○	○				○					
飛行場及びその施設の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○			○						○
発電用電気工作物の設置又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						○
廃棄物最終処分場の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○			○				○		
公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		○	○	○		○	○		○									
土地区画整理事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
新住宅市街地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
工業団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○						○
新都市基盤整備事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
流通業務団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
宅地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
レクリエーション施設用地造成事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
工場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
終末処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
し尿処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
廃棄物焼却等施設の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
砂利等採取事業	○	○				○	○		○	○		○						○
土砂等の埋立て等の事業	○	○				○	○		○	○		○						○

備考 ○印は、活動要素の区分の各欄に掲げる活動要素が、対象事業の区分の各項に掲げる各事業が一般的な内容によって実施された場合に生じるものであることを示す。

現行

別表第一（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
道路の新設又は改築	○	○			○	○	○	○	○			○						
河川工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
鉄道又は軌道の建設又は改良	○	○			○	○	○	○	○					○				
飛行場及びその施設の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○			○						○
発電用電気工作物の設置又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						○
廃棄物最終処分場の設置又は変更	○	○			○	○	○	○	○			○				○		
公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		○	○	○		○	○		○									
土地区画整理事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
新住宅市街地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
工業団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○	○		○						○
新都市基盤整備事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
流通業務団地造成事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
宅地開発事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
レクリエーション施設用地造成事業	○	○			○	○	○	○	○			○						○
工場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
終末処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
し尿処理場の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
廃棄物焼却等施設の新設又は増設		○			○	○	○	○	○			○						○
砂利等採取事業	○	○				○	○		○	○		○						○
土砂等の埋立て等の事業	○	○				○	○		○	○		○						○

備考 ○印は、活動要素の区分の各欄に掲げる活動要素が、対象事業の区分の各項に掲げる各事業が一般的な内容によって実施された場合に生じるものであることを示す。

事務局改正案

現行

別表第二（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音及び超低周波音	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
環境要素の区分																		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水質		○	○	○							○						
	水底の底質			○	○								○					
	水文環境	○	○	○				○	○	○			○		○			
	騒音及び超低周波音	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○
	振動	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○
	悪臭															○		
	地形及び地質等		○	○	○			○	○	○					○			
	地盤		○						○						○			
	土壌		○						○									
風害、光害及び日照阻害									○									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○	○	○	○		○	○	○	○								
	動物	○	○	○	○		○	○	○	○								
	陸水生物	○	○	○	○		○	○	○	○			○					
	生態系	○	○	○	○		○	○	○	○			○					
	海洋生物				○		○	○	○	○			○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観								○									○
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○				○									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○				○	○	○										○
	残土		○	○	○		○	○										○
	温室効果ガス等											○	○					

備考 ○印は、環境要素の区分の各項に掲げる各要素が、活動要素の区分の各欄に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

別表第二（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
環境要素の区分																		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水質		○	○	○								○					
	水底の底質			○	○								○					
	水文環境	○	○	○				○	○	○			○		○			
	騒音	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○
	振動	○	○	○	○	○	○	○	○					○				○
	悪臭																○	
	地形及び地質等		○	○	○			○	○	○						○		
	地盤		○						○						○			
	土壌		○						○									
風害、光害及び日照阻害																		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○	○	○	○		○	○	○	○								
	動物	○	○	○	○		○	○	○	○								
	陸水生物	○	○	○	○		○	○	○	○			○					
	生態系	○	○	○	○		○	○	○	○			○					
	海洋生物				○		○	○	○	○			○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観								○									○
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○				○									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○				○	○	○										○
	残土		○	○	○		○	○										○
	温室効果ガス等											○	○					

備考 ○印は、環境要素の区分の各項に掲げる各要素が、活動要素の区分の各欄に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

事務局改正案

別表第三（第六条第一項及び第九条）

参考項目	参考手法		評価の手法
	調査の手法	予測の手法	
略			
騒音及び超低周波音	一 調査すべき情報 イ 騒音及び超低周波音の状況 ロ 土地利用の状況 ハ その他必要と認められる情報 二 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音及び超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 調査地点等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 四 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	一 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音及び超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 二 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 三 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、模型実験又は事例の引用若しくは解析 四 予測対象時期等 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期並びに工事の実施による影響が最大になる時期	騒音及び超低周波音に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法及び騒音に係る環境基準と予測の結果とを比較し検討する手法
略			

現行

別表第三（第六条第一項及び第九条）

参考項目	参考手法		評価の手法
	調査の手法	予測の手法	
略			
騒音	一 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 土地利用の状況 ハ その他必要と認められる情報 二 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 調査地点等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 四 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	一 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 二 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 三 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、模型実験又は事例の引用若しくは解析 四 予測対象時期等 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期並びに工事の実施による影響が最大になる時期	騒音に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法及び騒音に係る環境基準と予測の結果とを比較し検討する手法
略			

事務局改正案

別表第三（第六条第一項及び第九条）

参考項目	参考手法		評価の手法
	調査の手法	予測の手法	
略			
風害、光害及び日照阻害	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>ハ その他必要と認められる情報</p> <p>二 調査地域</p> <p>風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査地点等</p> <p>調査地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>四 調査の基本的な手法</p> <p>現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測地域</p> <p>調査地域のうち、風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>二 予測地点</p> <p>予測地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>三 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析その他適切な手法</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>供用開始後の定常状態</p>	<p>風害、光害及び日照阻害に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p>
略			

現行

別表第三（第六条第一項及び第九条）

参考項目	参考手法		評価の手法
	調査の手法	予測の手法	
略			
風害、光害及び日照阻害	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>ハ その他必要と認められる情報</p> <p>二 調査地域</p> <p>風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査地点等</p> <p>調査地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>四 調査の基本的な手法</p> <p>現地調査による情報の収集及び文献その他の資料の収集並びにこれらによって得られた情報の整理及び解析</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測地域</p> <p>調査地域のうち、風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>二 予測地点</p> <p>予測地域における風害、光害及び日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>三 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析その他適切な手法</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>供用開始後の定常状態</p>	<p>風害、光害及び日照阻害に係る環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p>
略			

事務局改正案

別表第四（第十六条）

活動要素の区分	土地又は工作物の存在及び供用								
	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音及び超低音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象港湾計画に定められる港湾開発等	○	○	○	○	○				

現 行

別表第四（第十六条）

活動要素の区分	土地又は工作物の存在及び供用								
	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象港湾計画に定められる港湾開発等	○	○	○	○	○				